

佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの促進を図るため、排出事業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。

2 この要綱において、「排出事業者等」とは、県内に産業廃棄物を排出する事業所を置く事業者及び構成員の3分の2以上が県内に産業廃棄物を排出する事業所を置く事業者で構成される法人格を有する団体をいう。

3 この要綱において、「産業廃棄物処理業者」とは、県内に事業所を置き、廃棄物処理法第14条第1項、同条第6項、第14条の4第1項又は同条第6項の規定（第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による変更を含む。）により産業廃棄物の処理を行う者をいう。

4 この要綱において、「中間処理」とは、産業廃棄物の発生から最終処分（埋立処分）が終了するまでの一連の処理の行程の途中における産業廃棄物の処分をいう。

5 この要綱において、「リサイクル」とは、産業廃棄物を処理・加工することにより、性状、安全性、用途市場価値など総合的に判断して、確実に有効利用されるものにする事及び産業廃棄物の焼却施設（廃棄物処理法第15条の3の3第1項の各号のいずれにも適合する見込みがあるものに限る。）において焼却により発生する熱エネルギーを回収すること（以下「熱回収」という。）をいう。

(補助対象となる事業)

第2条の2 この要綱において、補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）とは、次に掲げる事業であって、知事が補助金の交付対象と認めた事業をいう。

(1) 排出事業者等（産業廃棄物処理業者を除く。）が自らの製造工程や処理方法等の改善・新設・増設によって、産業廃棄物の排出抑制、減量化若しくはリサイクルを促進する事業又は最終処分（埋立処分）量を抑制する事業

(2) 産業廃棄物処理業者が行う中間処理により発生する残さを、処理方法等の改善・新設・増設により、自らリサイクルを促進する事業

- (3) 前2号の事業で設置する施設は、焼却・脱水・破碎・選別等廃棄物の処理・処分を主たる目的とするものであってはならない。
- (4) 投資額が5百万円以上であること。
- (5) 本補助事業の実施に当たり、他の公的補助金や助成金等を重複受給等していないこと。

(補助対象となる事業者)

第2条の3 この要綱において、補助対象となる事業者は、前条に規定する補助事業を実施する事業者で、かつ次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 前号のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
- (3) 県税の未納がないこと。

(交付の対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）並びに採択要件は、別表のとおりとする。

第4条から第6条まで 削除

(補助金の交付申請)

- 第7条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第2号のとおりとする。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。
 - 3 第1項の申請書を提出しようとするとき、当該補助金に係る経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これを除いて交付申請しなければならない。
 - 4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補

助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更を除く。
 - (ア) 補助金額に変更がなく、別表に掲げる補助事業に要する経費の配分のうち、各経費区分(小区分)間の20パーセント以内の金額の変更
 - (イ) 補助事業の内容に関し、補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の創意工夫により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (ウ) 補助事業の内容に関し、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月9日付け商第1251号)のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。
- 3 第1項第4号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は様式第4号のとおりとする。
- 4 第1項第5号の規定により、予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合の報告書は様式第5号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、規則第6条の規定による補助金の交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けたときを含む。）30日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了日（補助金が全額概算払いで支払われた場合にあっては、補助金の交付の決定に係る会計年度終了後10日以内）のいずれか早い日とする。

3 規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は、様式第7号のとおりとする。

4 前項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月10日とする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、知事が必要と認めるときは概算払いで交付することができる。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第8号のとおりとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らねばならない。

2 規則第22条ただし書きの規定により、財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一、別表第二及び別表第五の規定によるものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、規則第22条の規定により、様式第9号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものはこの限りでない。

4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

5 補助事業者は、取得財産等について、様式第10号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(排出抑制、減量化及びリサイクルの促進)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後も産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの促進に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度分から3年間、当該年度終了後30日以内に、年間の排出抑制、減量化及びリサイクルの状況について、様

式第11号の事業効果検証報告書により、知事に報告するものとする。

- 3 補助事業者は、前項に規定する事業効果検証報告書に関する証拠書類等を当該報告に係る会計年度終了後、3年間保存しなければならない。
- 4 知事は、必要に応じて、補助事業者の前項に規定する証拠書類等の提出を求め、現地調査を行うことができる。

(是正措置)

第14条 知事は前条第2項の報告書を受けた場合、その報告に係る成果が補助金の交付の目的に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を取るべきことを、期限を定めて補助事業者に対して指示するものとする。

- 2 補助事業者は前項の指示に係る措置の実績を報告しなければならない。

(書類の提出部数)

第15条 この要綱に基づき提出する書類の部数は1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。
- 3 この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。
- 4 この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。
- 5 この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。
- 6 この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。
- 7 この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金の補助対象経費及び補助率等

補助対象経費			補助率	限度額	採択要件
経費区分		内 訳			
大区分	小区分				
工事費	(1)建築（構築）物費	建築（構築）物の設置、改良に要する経費	補助対象経費の 2分の1以内 （ただし、太陽光パネル、木くず、廃プラスチック類、汚泥又は動植物性残さのリサイクル等を推進するもの及び熱回収を推進するものについては、3分の2以内）	1千万円以内 （ただし、認定リサイクル製品の製造事業者がリサイクル等の推進をするもの、又は太陽光パネル、廃プラスチック類のリサイクル等を推進するものは2千万円以内）	過去に本補助事業による補助金の交付を受けていない者を優先する。
	設備費	(2)機械装置費			
(3)工具器具費		工具器具の購入及び借上げ、試作、改良、据付に要する経費			
(4)外注加工費		外注加工に要する経費			
その他	(5)技術指導受入費	技術指導受入に要する経費			
	(6)設計費	工事の施工に直接必要な調査測量、試験及び設計等に要する経費			
	(7)分析調査費	廃棄物等の分析調査等に要する経費			
	(8)その他の経費	前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費			

なお、上記の経費に含まれる消費税及び地方消費税は補助対象としない。